

本市独自基準の例

○安全安心の充実

・乳児院等において児童の処遇に直接関わる職員を手厚く配置することにより、児童の処遇の向上とその水準の維持を図るため、看護師等の配置について、国の基準に上乘せして配置【児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例】

・保育所では、近年、食物アレルギーの児童が多く入所し、きめ細かな対応が求められていることから、満3歳以上の幼児に対する食事の保育所外からの食事の搬入は認めないものと規定【児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例】

・道路構造の技術的基準では、歩行者・自転車が安全に通行するためにスペースの確保が必要な場合には、植樹帯を設けないことが出来る旨を規定

【市道の構造の技術的基準を定める条例】

・旅館業、公衆浴場などの衛生措置基準について、水質検査の結果が不適合だった場合は、公衆衛生上問題が生じる可能性があるため、市長に報告を行うことを規定

【旅館業条例・公衆浴場条例】

・介護保険施設等において、サービス提供の質と給付の過払いについての対応を適切に図るため、記録の保存期間を2年から5年に変更

【指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例ほか】

○産業活力向上

・工場立地法による緑地面積率等の基準について、工業専用地域、工業地域の基準を緩和【横須賀市工場立地法市準則条例】

○施設利用者の利便性の向上

・児童福祉施設において、利用者の利便性の向上や近隣住民等の安全の確保のため、駐車場の設置を努力義務化【児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例】

・市道の構造の技術的基準について、歩行者が歩きやすい歩道の構造とするため、透水性舗装を標準化し、排水のための横断勾配を2%から1%以下に緩和

【市道の構造の技術的基準を定める条例】

・公衆浴場の構造設備基準について、入浴中等でも、容易に水分補給が出来るよう、脱衣室など、浴室から直接利用できる場所に飲用水が供給できる設備の設置を義務化【公衆浴場条例】

○その他

・風致地区内における森林伐採を制限できる面積を1ヘクタールから0.3ヘクタールへ変更【横須賀市風致地区条例】

・クリーニング業等の営業者が講ずべき衛生上必要な措置に関する基準について、洗濯物を衛生的に取り扱うために、営業者が手洗いを適時行えるようクリーニング所内又は施設周辺の利用しやすい場所に手洗設備の設置を義務化

【クリーニング業等の営業に関する条例】